平成２６年（フ）第７９１号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目５－７－105
債務者　谷口八重子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９９号
神奈川県小田原市小八幡３丁目９－37
債務者　池田　耕一
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０２号
東京都葛飾区高砂８丁目５－15－201
債務者　高橋　健介
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０７号
東京都足立区佐野２丁目37－３－201
債務者　杉森ひとみ
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１０号
神奈川県横浜市港北区大倉山６丁目36－２－510
債務者　柳　　正晴
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１２号
東京都台東区今戸２丁目26－６－801
債務者　内山　寿代
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１９号
東京都新宿区原町１丁目49
債務者　粟津　友義
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２０号
神奈川県横浜市泉区和泉町4176
債務者　今井　宏幸
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２１号
東京都江戸川区東葛西５丁目25－３　ピアカピタンⅡ101
債務者　岡本　美砂（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２４号
東京都足立区綾瀬５丁目18－18－103
債務者　雨宮　保夫
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷923－４
債務者　斎藤　一明
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８２８号
東京都練馬区貫井１丁目30－21
債務者　中川　良弘
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３２号
東京都葛飾区新宿２丁目20－４－101
債務者　金谷　麻美（旧姓坪内）
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３４号
東京都杉並区方南２丁目25－12－202
債務者　犬伏　和男
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３５号
神奈川県川崎市中原区木月４丁目49－１－421
債務者　下村　克枝
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８５２号
神奈川県横浜市南区堀ノ内町２丁目160－19－Ⅱ－202
債務者　石川あゆみ
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部